

府労委P報告集会！

成果を確認し、更なる前進を確認！

地本は8月18日、府労委の命令を受け報告集会を開催しました。報告集会で、この間の闘いの成果と今後の課題を明確にし、更なる闘いの前進を勝ちとることを確認しました。

集会では、小林地本委員長、船出本部副委員長、松本大阪仕業検査車両所分会長より、府労委で「会社が団体交渉を拒否したことは不当労働行為である」という命令を勝ちとったことは大きな成果であること。プロジェクトの闘い、各分会の闘い、地本全体の闘いからJR東海労全体の闘いへとつくりだしてきたこと、それぞれの人々がそれぞれの場から闘いをつくり支えてきた結果が成果としてあらわれた事、その闘いの輪を更に広げていくことを確認してきました。

更に、①ボーナスカットの掲示物不当撤去について②苦情処理会議の開催拒否について認められなかった部分について更に闘いを強化して本部、地本、分会で一丸となって闘っていく事を確認しました。

